



岩手県から期間限定の措置のお知らせ

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ ～更新申請における臨時的な取扱いについて～

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、精神障害者保健福祉手帳の更新申請に関する臨時的な取扱いについてお知らせします。

1 臨時的な取扱いの対象となる方

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に、現在お持ちの手帳の有効期限を迎える方のうち、更新申請時に医師の診断書を提出する必要がある方。

2 更新申請の臨時的取扱いの内容

- ① 現在お持ちの手帳の有効期間の満了日から最長1年間、診断書の提出が猶予されます。なお、この更新申請書の提出のみを持って、手帳が更新（交付）されます。
- ② 交付される手帳の障害等級は、前回の手帳と同じです。
- ③ おって猶予期間中に提出された診断書に基づいて、障害等級の判定と新しい等級の手帳の交付の要否の決定を行い、その結果を通知します。

【重要】 診断書の提出は免除ではありません。猶予期間中に必ずご提出願います。

猶予期間は、現在お持ちの手帳の有効期間の満了日から最長1年間です。

例) 更新前の手帳の有効期限 R2.6.30 → 診断書の提出猶予期間 R3.6.30 まで

※ 猶予期間中に診断書の提出がない場合、交付された手帳は無効となります。

3 その他

現在、県内において感染者が確認されておらず、全国的にも緊急事態宣言が解除されていますので、今回の臨時的な取扱いに関わらず、自立支援医療（精神通院）との同時更新をされない場合には、通常どおり更新申請書と同時に診断書を提出するようお勧めします。

4 お問い合わせ先

お住まいの市町村の精神保健福祉担当課